

## 第3回 東京都交通安全対策会議幹事会

### 議事録

令和8年2月12日（木）10時30分～

都庁第一本庁舎 34A会議室（対面・オンライン併用）

## 【開会前】

○熱田代理

本日は、御多忙のところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、対面及びオンラインのハイブリッド開催となっております。開会に先立ちまして、注意事項を2点申し上げます。

1点目ですが、ハウリング防止のため、発言する場合を除いては、マイクはミュートにしてください。また、カメラについても、通信負荷の軽減のため、オフとしていただき、発言される際のみ、オンにさせていただきますようお願いいたします。

次に2点目です。本会議は議事録の作成のため、Teams の機能を使用し、レコーディング及び文字起こしを行います。あらかじめ御了承ください。

続いて、資料の確認をさせていただきます。資料は補足資料も含め、画面に表示しておりますとおり、計6種類です。資料は画面でもお示ししますが、お手元に無い場合は、お送りしたメールを御確認ください。

## 【開会、部長挨拶】

○熱田代理

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第3回東京都交通安全対策会議幹事会を開会いたします。私、本会議の事務局を務めさせていただきます都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課課長代理の熱田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

開会に当たりまして、本幹事会の会長を務めます都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神より、御挨拶申し上げます。

○馬神会長

皆様には、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神でございます。

日ごろから東京都の交通安全対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、「第12次東京都交通安全計画」の策定に向け、原稿の執筆をはじめ、内容の検討に多大なる御尽力をいただきました関係機関の皆様へ、改めて心より感謝申し上げます。各機関からいただいた専門的な知見は、次期計画の骨格を形成する上で欠かすことのできないものでございます。

現在、第12次計画につきましては、中間案を作成し、本日の幹事会での御審議を経て、パブリックコメントの実施を予定しております。ここまで作業を進められたのも、ひとえに皆様方のお力添えの賜物であり、重ねて感謝申し上げます。今後は寄せられた御意見を踏まえ、より実効性の高い計画へと仕上げていく必要がございます。

令和7年の交通事故の状況を見ますと、負傷者数及び事故発生件数については、昨年よりも増加したものの、死者数は134人と昨年より12人減少しており、過去3番目に低い数字となっております。

残念ながら、第11次交通安全計画で掲げた目標数値の達成には至りませんでした。交通事故の減少に向けては、今回皆様からいただきました施策を着実に実施していただきますことが、重要であ

ると考えております。

今後も、ここにお集まりの皆様と緊密に連携し、安全で安心な東京の実現に向けて取り組みを進めてまいりますので、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○熱田代理

ありがとうございました。それでは、お手元の会議次第によって進めてまいります。各議題については、当課交通安全担当課長 三浦より、御説明させていただきます。

なお、この後議事が続きますが、時間の都合上、質問は最後にまとめてお伺いいたしますので、御了承ください。

### 【第12次東京都交通安全計画（中間案）の策定について】

#### ○三浦課長

都民安全総合対策本部 交通安全担当課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事1「第12次東京都交通安全計画（中間案）の策定」について、御説明します。

資料1「第12次東京都交通安全計画（中間案）の概要」を御覧ください。

はじめに、1「交通事故の現状（現行計画の目標と成果）」についてです。令和7年の交通事故による死者数は、134人となり、これは過去3番目に少ない水準となっています。

現行計画で掲げている「死者数110人以下」及び「死傷者数27,000人以下」の目標については、未達成となりました。しかし、人口10万人当たりの死者数で見ますと、計画期間を通じて全国最少となっており、令和7年は0.95人となりました。1人を下回っているのは、東京都のみとなっています。

次に、事故の特徴です。高齢者の死者数が全体の約5割を占め、最も多い割合となっています。また、自転車が関与する事故も同じく約5割を占めており、依然として高い水準です。

続いて、2「計画の概要」についてです。これまでの幹事会で説明してきたとおりですが、この交通安全計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、国の交通安全基本計画に基づき策定する、東京都の陸上交通の安全に関する施策の大綱となります。また、区市町村が策定する交通安全計画の指針ともなるもので、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。

続いて計画の目標ですが、「死者数110人以下」、「死傷者数27,000人以下」と設定しました。11月に開催した第2回の幹事会では、死傷者数の目標数値については、25,000人～27,000人の間で設定する旨、お伝えしておりました。回帰分析を行い、10年間の実績値を基に、推計値では「25,000人以下」を算出しましたが、直近令和7年の値も踏まえ、「27,000人以下」と設定しました。死者数、死傷者数、2つの目標ともに、現行の目標を継続します。

なお、死者数の目標については、世界一安全・安心な都市の実現を目指し、主要都市の中で最も少ないロンドンの水準を下回ることを念頭に、設定いたしました。

次に、主な取組についてです。高齢者の身体機能の変化を踏まえた交通安全対策の強化、そして来年度導入される自転車への交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度を踏まえた自転車の安全利用施策の推進について盛り込んでいます。

次に、今後のスケジュールです。本幹事会での御審議後の2月17日（火曜日）から3月18日（水曜日）までパブリックコメントを実施します。その後、国の交通安全基本計画が策定されたことを踏まえ、令和8年4月に、この幹事会の親会議である、東京都交通安全対策会議において本計画を最終決定する予定です。詳細は資料3で説明いたします。

続いて、資料1の裏面を御覧ください。重視すべき視点と主な取組について御説明します。

まず一点目は、高齢者及び子供の交通安全の確保です。先ほど御説明したとおり、高齢者の死者数は全体の約5割を占めており、大きな課題となっております。

また、次代を担う子供の安全確保も、交通安全対策における重要な柱であります。

このため、身体機能の変化や、事故発生の実態を踏まえた交通安全対策を一層強化するとともに、交通ルールの理解と定着を促すため、ライフステージごとの交通安全教育の充実を図ってまいります。

次に二点目、自転車の安全利用の推進です。自転車に関与する事故は交通事故全体の約5割を占めており、そのうち、自転車事故当事者が何らかの交通違反をしている割合が約7割に上るなど、深刻な状況です。こうした状況を踏まえ、来年度導入される青切符を踏まえた交通安全教育の充実及び基本的なルールの周知進めてまいります。悪質・危険な違反者に対しては、指導取締りを実施します。

三点目は、二輪車の安全対策の推進です。

二輪車乗用中の死者は、全死者の約26%を占めており、全国と比較しても高い状況です。このため、速度超過などの違反に対する取締りを強化するとともに、ヘルメットの確実な着用や、胸部プロテクターの着用促進など、必要な啓発を一層進めていきます。

四点目は、飲酒運転の根絶です。令和7年の飲酒死亡事故は2件と、昨年から3件減少したものの、根絶には至っておりません。関係機関や民間団体、企業等と連携した「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を継続して実施するとともに、小型モビリティ等に対する飲酒運転対策も進めてまいります。

五点目は、特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの安全対策の推進です。第12次計画で新たに盛り込んだ重視すべき視点のうちのひとつです。利用者による事故や違反の状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底、交通安全教育の実施、そして取締りの強化を進めてまいります。

六点目は、外国人の交通安全対策の推進です。こちらも第12次計画で新たに盛り込んだ重視すべき視点です。在留・訪都外国人の大幅な増加に伴い、外国人運転手による交通事故も増加傾向にあります。このため、日本の交通ルールやマナーの理解を促すための取組を、強化してまいります。

最後に七点目、先進技術の活用です。ITS技術をはじめとする先進技術の活用を継続し、交通安全対策の強化を図ってまいります。

以上が、第12次東京都交通安全計画（中間案）の概要となります。

### 【第12次東京都交通安全計画（中間案）の策定について】

○三浦課長

続いて、資料2「第12次東京都交通安全計画（中間案）」を御覧ください。

まず、「第12次東京都交通安全計画」の策定に向け、原稿の執筆をはじめ、内容の検討に多大なる

御尽力をいただきました関係機関の皆様へ、感謝申し上げます。本計画では、当課が所管している自転車安全利用推進計画と記述の統一化を図っているため、自転車施策については、特に御検討・御調整いただきましたこと御礼申し上げます。無事、中間案まで作成できたのも、ひとえに皆様のお力添えの賜物でございます。

本日皆様に配布している中間案は、関係機関からの修正内容を反映するとともに、統計データを令和7年の最新版に更新したものでございます。一部、令和6年のデータを使用している箇所もございます点は御承知おきください。

計画の構成としましては、第1部は、計画の策定主旨や交通事故の状況、計画の目標数値等を記載した総論、第2部第1編では、道路交通の安全についての各施策、第2編では、鉄道及び踏切の交通安全についての各施策をまとめています。第2部第1編では、第1章「道路交通環境の整備」、第2章「交通安全意識の啓発」、第3章「道路交通秩序の維持」、第4章「安全運転と車両の安全性確保」、第5章「救助・救急体制の整備」、第6章「被害者の支援」、第7章「災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保」、第8章「調査研究の推進」の項目を設定し、それぞれ重視すべき視点を踏まえた施策を記載しています。第2部第2編では、第1章「鉄道の交通安全」、第2章「踏切の交通安全」について施策を記載しています。最後に付属資料として、委員名簿や全国、主要都市と比較した交通事故統計を掲載しています。

本日は、最新の統計の一部について御説明いたします。

#### ○熱田代理

統計につきましては、私から御説明いたします。

12ページから道路交通事故の状況として、統計のページが始まります。

(13ページ)

年齢層別状態別で見ますと、65歳以上の高齢者の死者が多く、令和7年では64人と死者数全体の約5割という状況です。また、高齢者の交通事故による致死率は他の年齢層と比較して高くなっています。

(14ページ)

法令違反別死者数ですが、第1当事者の法令違反別で見ると、車両の安全運転義務違反が多くなっています。また、歩行者や自転車が第1当事者となる事故によっても、死者が発生しています。

(15ページの表)

死者の損傷主部位別割合では、自転車乗用中の頭部損傷割合が約7割を占めヘルメットの重要性が伺えます。

(17,18ページ)

続いて、重視すべき視点の現況について説明いたします。まずは、「高齢者及び子供の交通事故の状況」です。17ページから高齢者になりますが、高齢者の死者数は、死者数全体の約5割を占めており、歩行中や自転車乗用中の死者が多いです。特に高齢者の歩行中の死者の違反割合は半数以上となっており、信号無視や横断違反など、何らかの違反によって死に至っている状況です。

(20,21ページ)

子供が関連する事故の発生件数は、横ばい傾向が続いています。死者は平成27年の7人から令和

7年の3人に減少しましたが、ゼロには至っておりません。小学生の事故が多く発生しており、下校～放課後の16時～18時の時間帯が多くなっています。また、自転車乗用中、歩行中の事故が多いです。

(23 ページ)

次に、「自転車の交通事故の状況」について御説明します。自転車関連事故の発生件数は、令和2年には10,407件でしたが、令和7年には13,845件に増加しました。また、24ページ上のグラフで示すとおり、自転車関連事故が全事故に占める割合、これを自転車関与率と表現しますが、こちらは、現状令和6年のデータではございますが、全国の約2倍となっており、都内では自転車事故が多い状況が続いています。続いて、下のグラフで示すとおり、自転車乗用中の死者数は、65歳以上の年齢が非常に高い割合を占めています。また、75歳以上の自転車事故の件数の増加が顕著な状況です。

(25 ページ)

自転車事故のうち、自転車側に信号無視などの何らかの違反があった割合は直近3年では7割を超え、増加傾向にあります。

(27 ページ)

27ページ上のグラフのとおり、歩行者事故のうち、自転車が第1当事者となった事故は、平成27年から比較すると増加傾向にあります。

(27 ページ)

次に、「二輪車の交通事故の状況」について説明します。二輪車乗車中の死者は、都内の交通事故による死者に占める割合の約3割であり、全国と比較すると高い割合となっています。

(28 ページ)

年齢層別でいうと、20歳から39歳までの若年層及び40歳から64歳までの中高年層が高い割合を占めています。

(28 ページ下)

次に、28ページ下段の「飲酒事故の状況」について、御説明します。令和7年の飲酒事故件数は前年比+41件と、増加してしまいました。アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、事故の結果が重大になることが多くなっています。

(29 ページ)

次に、重視すべき視点に追加した「特定小型原動機付自転車事故の状況」について、御説明します。本文中の記載になりますが、特定小型原動機付自転車の交通人身事故件数は令和7年は280件に増加していますが、死者は発生しておりません。また、31ページの下グラフのとおり、年齢層別の事故件数では、20歳～39歳の層が7割以上と圧倒的に多い状況です。

(34 ページ)

次に、もう1点重視すべき視点に追加した「外国人運転者による交通事故の状況」について御説明します。

(35,36 ページ)

在留外国人や訪都外国人の増加とともに、日本の運転免許を保有する外国人も増加傾向にあります。そのため、外国人による交通事故発生件数も増加傾向にあります。道路交通に関しては、以上でございます。

(37 ページ)

続いて、「鉄道及び踏切事故」について説明いたします。鉄道につきましては乗客の死者数ゼロという目標は達成できています。38 ページのグラフの方にいきまして、運転事故全体の事故件数、死者数の推移を示してありますが、死者数については、近年 20～40 人台の横ばいで推移しており、減少には至っていません。

最後に 38 ページの踏切事故についてです。踏切事故につきましては平成 26 年度の 9 件を底に増減を繰り返しており、残念ながら減少傾向にあるとは言えない状況で、引き続きこちらについても留意が必要であるとしています。

駆け足ではありますが、最新の事故統計についての説明は、以上となります。

### 【第 12 次東京都交通安全計画（中間案）の意見募集について】

○三浦課長

続いて、議事 2 「第 12 次東京都交通安全計画（中間案）の意見募集について」を説明させていただきます。

補足資料「第 12 次東京都交通安全計画（中間案）の意見募集について」を御覧ください。先ほど説明させていただきました、資料 1 「第 12 次東京都交通安全計画（中間案）の概要」及び資料 2 「第 12 次東京都交通安全計画（中間案）」について、本日の幹事会での御審議を踏まえまして、来週、2 月 17 日（火曜日）から 3 月 18 日（水曜日）までの 30 日間、都庁ホームページに公表し、都民の皆様からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施します。こちらの意見募集は、現在別途作成を進めている、第 4 次東京都自転車安全利用推進計画（中間案）と同時に実施します。

### 【第 12 次東京都交通安全計画策定の今後のスケジュールについて】

○三浦課長

続いて、議事 3 「第 12 次東京都交通安全計画策定の今後のスケジュールについて」を説明させていただきます。

資料 3 「第 12 次東京都交通安全計画の策定スケジュールについて」を御覧ください。

2 月以降のスケジュールについて説明いたします。先ほど説明したとおり 2 月 17 日（火曜日）から 3 月 18 日（水曜日）までパブリックコメントを実施します。パブリックコメントで寄せられた御意見の中で、対象となる施策が特定できる場合は所管に、計画内容の大幅な変更が生じそうな御意見が提出された場合は、皆様に共有させていただきます。また、すべての御意見が出揃いましたら、メール等で幹事会の構成機関の皆様に共有させていただく予定です。

当初は、3 月中の本計画決定を予定しておりましたが、国の交通安全基本計画の決定がおそらく 3 月中下旬であること、全体的なスケジュールを加味して、年度明けの 4 月に決定及び公表する予定です。計画決定に当たっては、知事を会長とする親会議である、東京都交通安全対策会議を開催し、そこで決定いたします。こちら会議の開催方法ですが、年度当初であることなどスケジュールの関係上、書面会議とさせていただく予定と考えています。本計画が決定しましたら、第 4 次東京都自転車安全利用推進計画も決定・公表いたします。

## 【令和8年度東京都交通安全実施計画の策定スケジュール】

○熱田代理

最後に、私から、議事4「令和8年度東京都交通安全実施計画の策定スケジュールについて」を説明させていただきます。

資料4「令和8年度東京都交通安全実施計画の策定スケジュール（案）」を御覧ください。皆様には、毎年度、親計画である交通安全計画の年次計画として、実施計画の作成をお願いしているところでございます。実施計画については、ここ数年12月から作成依頼をしていましたが、今年度は親計画の改定年度であったため、令和8年度の実施計画については着手時期を後ろ倒しさせていただき、このあと、2月最終週に依頼を発出する予定です。ちょうど、親計画である第12次計画はパブリックコメント期間中であるため、親計画の決定前で大きな変更はないという前提にはなりますが、令和8年度の実施計画の策定に向けて作業を進めていただきたいと思います。基本的には、第12次計画の構成を活かし、各施策の令和8年度実施箇所や予算を記入していただくかたちになりますので、まったくの一新から原稿を作成していただくわけではございません。

まず、第一稿作成依頼を2月最終週に発出し、年度内の3月下旬に一度皆様から原稿案を御提出いただく予定です。その後、4月の第12次東京都交通安全計画の決定後、第二稿作成依頼を発出する予定です。第二稿提出後、再修正期間及び庁内の話にはなりますが財務局協議を経て、7月中を目処に実施計画を決定、8月上旬には公表を予定しています。

第12次計画の進捗等で若干スケジュールに変動は生じる可能性もありますが、おおよそこのスケジュールで進めさせていただければと思っています。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上となります。

## 【まとめ】

○熱田代理

これまでの事務局の説明及び「第12次東京都交通安全計画（中間案）」について、御意見、質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

では、「第12次東京都交通安全計画（中間案）」については、2月17日から30日間のパブリックコメントを実施いたします。令和8年度の実施計画の策定作業も始まりますが、各機関におかれましては、引き続き御協力をよろしく願いいたします。

以上で、事務局が予定しました議事は終了しました。

この際、ほかに御発言がありましたら、頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、これをもちまして、令和7年度第3回東京都交通安全対策会議幹事会を終了させていただきます。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。